

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、事務アシスタントとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から最寄の駅へ向かう途中、普通自動車に撥ねられ（以下「本件事故」という。）負傷した。負傷後は、自賠責保険により加療しており、平成〇年〇月〇日にC病院に転医し、同病院にて「外傷性頸部症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断されたところ、転医後は自賠責保険から支払いが打ち切られたため、自費にて通院し、その後、平成〇年〇月〇日をもって症状固定（治ゆ）となった。

しかし、請求人は症状固定とされた後も体調不良にて就労することができなかったことから、本件事故は労災保険法上の通勤災害であるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日以降の療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって症状固定しているとして、同年〇月〇日以降については、これらを支給しない旨の処分を行い、また、同年〇月〇日以前については、労災保険法第42条に定める時効によりこれらを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、これら処分のうち、平成〇年〇月〇日以降の療養給付及び休業給付を支給しないとされた処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって症状固定（治ゆ）したとして、同年○月○日以降に係る期間における療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件傷病の症状固定時期について、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状は、平成○年○月○日に症状固定（治ゆ）したものと判断する。したがって、同年○月○日以降の療養給付及び休業給付を支給しないとする処分は妥当であると判断する。

(2) なお、請求人は、意見書において、本件傷病の症状固定後に受診したD病院において、平成○年○月に「脳脊髄液減少症」と診断されたと述べ、当該療養に係る費用請求書を提出しているものの、本件事故により発症した傷病であることを証明する医学的根拠は示されておらず、上記判断を左右するものではないとした審査官の判断は妥当であると思料する。

(3) また、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの療養費用給付及び休業給付については、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、労災保険法第42条の規定により、当該給付を受ける権利が請求時（平成○年○月○日）において2年以上経過し、時効消滅していることから、いずれも労災給付の対象にならないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。